

# わが国財政の現状と今後の改革方向

政策研究大学院大学特別教授

井堀利宏  
いほり としひろ



## 消費税増税意図の不透明化と 厳しい財政再建の道筋

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられた。しかし、増税対策という名目で中小小売業の消費者へのポイント還元、プレミアム付商品券、防災・減災・国土強靱化対策、住宅ローン減税の拡充や自動車取得・保有の税負担の軽減など総額2兆3000億円程度の手当も実施されている。また、今回の引き上げにあわせて軽減税率が導入され、食料品の税金は8%に据え置かれた。軽減税率で税金が減る一方で、食料品を多く購入する高額所得者が相対的に得をすることになり、逆進性対策としての所得再分配効果はほとんど期待できない。こうした何でもありの対応策で、

消費税増税の意図が不透明になった。

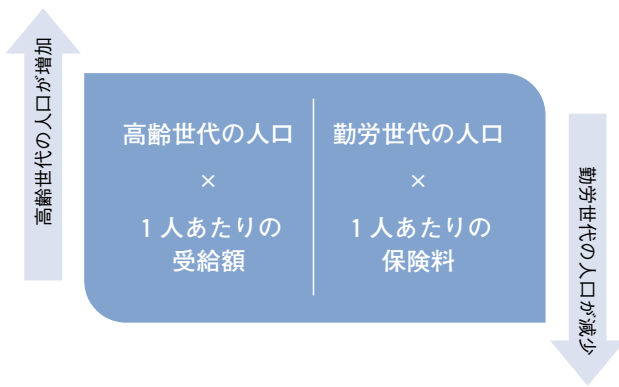
ところで、安倍首相の方針どおり今後10年程度消費税を再引き上げしないとすると、その間に財政状況はますます悪化する。すでに巨額の国債残高があり、後期高齢者が増加し、医療・介護需要など社会保障歳出の増大が避けられない厳しい財政状況を勘案すると、今後は、消費税の増税分を他の税の減税や歳出に回す余裕もない。団塊の世代が後期高齢者になる2025年ごろには、勤労世代の人数も1人あたり所得もその増加が期待できないから、社会保障財源の確保も困難になる。さらなる消費税増税なしで財政再建が実現できるほど、日本財政の見通しは甘くない。まして消費税を増税しても歳出がさらに放漫化すると、財政再建の道筋は厳しいままである。

財政運営と税制を抜本的に見直し、財政健全化にコミットする姿勢を明確にすべく、消費税率を早めにかつ小刻みに引き上げるべきだろう。さらに、所得税の課税ベースを拡大して消費税以外の税収を確保することも重要である。

## 今後の消費税増税時の改善点

今後の消費税増税に際して改善すべき点も多い。まずは軽減税率を廃止すべきである。逆進性対策としては軽減税率でなく、標準税率1本で広く課税し、その税収の一部を弱者に還付する方が実務上も税制度としても明快であり、より公平で効率的である。また、駆け込み需要とその反動減対策としての恣意的な景気対策もやめるべきである。むしろ、税

図表1 少子高齢化社会での賦課方式



図表2 積立方式の導入

シンガポール	積立金制度を採用し、個人勘定への強制貯蓄による自助
オーストラリア	退職年金基金を整備し、事業主に強制拠出させることで、多くの勤労者が積立方式の年金制度に加入
日本	個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」を普及させ、賦課方式の公的年金をスリム化

の表示を外税から内税に変更し、税率引き上げ時に大幅に消費者価格が上昇しないようにして、引き上げ前後で消費者価格への転嫁がより柔軟に生じる方策が望ましい。

さらに、住宅などストック資産に対する消費税を再検討すべきだろう。消費税の課税ベースが消費行為である以上、ストックの取得時に課税するのは消費税とは言えない。すでに固定資産税が住宅にも課税されている以上、住宅への消費税を廃止して、その減収分は固定資産税の増税で対処するのが一案である。

また、2025年以降に団塊の世代が後期高齢者になって社会保障需要が急増する事態は容易に予想される。社会保障料の負担増にも抜本的対応が必要である。急速な少子高齢化社会では、賦課方式の社会保障制度を維持する限り、若年世代、将来世代の保険料負担が増加するのは避けられない。経済成長が見込めないと、若い世代ほど経済状態が貧しくなるから、世代間の不公平は解消されない。

さらに、巨額の財政赤字の累積で増税負担も将来世代に先送りされている。財政や社会保障への不安で若い世代の勤労意欲や消費意欲が萎縮すると、日本経済の再生はままならない。

## 社会保障制度改革の2つの重要な視点

抜本的な社会保障制度改革は急務であり、それには2つの点が重要である。1つは、賦課方式の給付水準をできるだけスリム化することである。そうすれば、社会保障歳出も抑制できるし、将来世代に転嫁される負担額も減少する。もう1つは、公的保障の範囲を限定・明確化して、個人勘定の自助努力を促すことである。

すなわち、公的年金改革では、勤労世代が自助努力で老後の必要資金を準備できるように、個人勘定の積立型貯蓄を充実させることが重要である。たとえば、シンガポールでは積立金制度を採用し、個人勘定への強制貯蓄による自助を基本としている。オーストラリアでは退職年金基金を整備し、事業主に強制的に拠出させることで、多くの勤労者が積立方式の年金制度に加入している。わが国の個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」も同様の制度であるが、普及は遅れている。すべての勤労者にこの口座を割り当て、老後資金のかんりの割合を自助努力で賄えるようにすれば、賦課方式の公的年金はスリム化できる。

さらに、医療保険についても、個人勘定の私的医療保険を活用すべきだろう。標準的な医療サービスはこれまで同様に公的保険でカバーするとしても、付加的な医療サービスについては個人勘定の積立方式を導入することが望ましい。高額療養費の限度額制度を併用することで、個人勘定を併用しても、社会的な公平性に一定程度考慮することは可能である。

目先の選挙や景気動向にとらわれずに、財政健全化の道筋を明確に示すとともに、将来世代を重視した税財政と社会保障制度改革を進めるべきである。